

～航空局からのお知らせ～

[2018 年 11 月 27 日]

★10 月 25 日運輸安全委員会公表事故調査報告書を踏まえた航空局からのお知らせについて（①ELT の G-Switch の不具合、②航空身体検査時における既往歴等に係る自己申告の徹底）

本年 10 月 25 日、運輸安全委員会は、平成 29 年 3 月 5 日に長野県消防防災航空センター所属ベル式 412EP 型機が、長野県松本市鉢伏山山中において樹木に衝突した後、山の斜面に墜落し、搭乗者 9 名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

①ELT の G-Switch の不具合について（情報提供及び注意喚起）

当該報告書において、事故機に装備していた ELT は墜落時に作動していなかったことが報告されています。作動していなかった原因は、ELT の G-Switch が固着していた可能性が考えられるとしており、また、事故機の ELT は、G-Switch の点検を実施していたものの記録が残されていませんでした。

当該 ELT の製造者は固着事例を確認しており、改良型 G-Switch への換装を推奨していました。また、ELT の整備マニュアルには G-Switch の作動を確認する点検が設定されており、経年劣化等による固着を予防するためにも定期的な点検が重要とされています。つきましては、以下 3 点について改めて注意喚起しますので、安全運航のため日頃から十分留意願います。

- ・ 普段から製造者等が発信する情報の確認を心がけ、内容について十分に検討する。
- ・ 取付け、運用及び点検は、必ず製造者が発行したマニュアルに従い実施する。
- ・ 点検を含む整備作業を実施した場合は、確実に記録を残す。

②航空身体検査時における既往歴等に係る自己申告の徹底等について

また、当該報告書によれば、当該機の機長は既往歴及び手術歴があり、投薬治療中であったものと推定されるものの、これらを申告せずに航空身体検査証明を取得していたとされています。

航空身体検査証明は、航空機の安全運航を確保するため、航空業務の適切な遂行に必要な心身の状態を保持しているかを検査、判定するものであり、操縦士が虚偽の申告等により不正に航空身体検査証明を受けることは、安全運航を損なう行為として断じて許容されるものではありません。

操縦士の皆様におかれましては、改めて「航空身体検査証明の申請に際しては自己申告を正しく行うこと」を徹底してください。また、「航空身体検査証明の有効期間中であっても身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となったときには航空業務を注視して指定航空身体検査医等の指示を受けること」を確実に実施願います。

○航空事故調査報告書（運輸安全委員会ホームページより）

<http://www.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/rep-acci/AA2018-8-1-JA97NA.pdf>

○航空事故調査報告書説明資料（運輸安全委員会ホームページより）

<http://www.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/p-pdf/AA2018-8-1-p.pdf>

【上記①関連】

○ELT の G-Switch の不具合について

<http://www.mlit.go.jp/common/001258627.pdf>

○航空機の安全情報について（主に機体や整備等に関する情報）

http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000071.html

【上記②関連】

○航空身体検査時における既往歴等に係る自己申告の徹底等について

<http://www.mlit.go.jp/common/001258547.pdf>

○航空従事者の医学適性や航空身体検査の証明について（航空身体検査証明申請書記入要領等）

http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000743.html

○長野県消防防災ヘリ墜落事故に関する運輸安全委員会意見をを受けて、更なる取組を行います（10月25日航空局報道発表資料）

http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000128.html

国土交通省 航空局 安全部運航安全課

MAIL : hqt-kogataki@ml.mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111（内線 50135、50136）

小型機安全担当
